

都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会

(目的)

各都道府県において、関係機関が連携を図り、年間の事業対象者数、実施計画及びスケジュール等の計画を策定し、事業の実施手順等を調整する

(構成員)

- 福祉事務所側
 - ・ 都道府県、政令指定都市及び中核市の民生主管部担当課長
 - ・ 福祉事務所統括コーディネーターを配置する地方自治体の担当課長
- 安定所側
 - ・ 都道府県労働局職業安定部担当課長
 - ・ 安定所担当コーディネーターを配置する安定所長
- 職業能力開発担当
 - ・ 都道府県職業能力開発主管部担当課長
- オブザーバー
 - ・ コーディネーター、ナビゲーター 等

(協議事項等)

- ① 県内の雇用情勢、生活保護、母子福祉施策の動向
- ② 担当者の研修方法等の調整、決定
- ③ 事業実施スケジュール等の調整、決定
- ④ 事業の成果及び実施状況の確認、検証 など